秦野市マンション耐震化事業補助金交付要綱

平成２７年４月１日施行
改正　令和３年３月２３日
令和４年３月１８日

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震に対する建築物の耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、耐震診断事業、耐震改修計画事業又は耐震改修工事事業を行うマンションの管理組合に対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和５３年秦野市規則第２号。以下「規則」という。）第１９条の規定により必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1)　マンション　区分所有された建築物で、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者（以下「区分所有者」という。）の住居のために使用する部分を有するものをいう。

(2)　管理組合　区分所有法第３条若しくは第６５条に規定する団体又は区分所有法第４７条第１項（区分所有法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(3)　耐震診断士　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士で、同法第２３条第１項の規定により登録を受けている一級建築士事務所に所属するものをいう。

(4)　耐震判定委員会　既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の耐震判定委員会登録要綱（平成２１年７月２８日制定）に基づき登録された委員会をいう。

(5)　耐震診断　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第１「建築物の耐震診断の指針」又は国がこれと同等と認めた方法により、耐震診断士が行う地震に対する建築物の安全性の評価のうち、耐震判定委員会の判定を受けたものをいう。

(6)　耐震改修計画　マンションに係る耐震化のための計画（耐震診断の結果、

Is値が０．６未満のものを０．６以上にするための補強計画をいう。）の策定で、耐震診断士が行い、耐震判定委員会の判定を受けたものをいう。

(7)　耐震改修工事　耐震改修計画に基づき建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に規定する建設業者が行う工事及び耐震診断士が行う現場監理をいう。

(8)　耐震化事業　耐震診断、耐震改修計画又は耐震改修工事を行うことをいう。

（補助対象マンション）

第３条　この要綱において、補助の対象とするマンション（以下「補助対象マンション」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　本市内に所在するマンション

(2)　昭和５６年６月１日前に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）による建築確認を得て着工したもの

(3)　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの

(4)　住戸数の過半を区分所有者の住居のために使用するもの

(5)　共同住宅の床面積が、延べ面積の過半であるもの

（構造上別棟となる場合の補助申請の取扱い）

第４条　補助対象マンションが構造上別棟となるときは、建築基準法に基づく確認申請における１棟について補助申請を行うものとする。

（補助対象者）

第５条　この要綱による補助の対象とする者は、集会（区分所有法第３４条に規定する集会をいう。）又は管理規約（区分所有法第３０条第１項の規定により定められた規約をいう。）に基づき設置された会で補助を受けようとする耐震化事業を実施する決議がなされている補助対象マンションの管理組合とする。

（補助金額等）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれの各号の規定により算出した額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1)　耐震診断　耐震診断に要する経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、１住戸当たり５万円を限度とする。

(2)　耐震改修計画　耐震改修計画に要する経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、１住戸当たり５万円を限度とする。

(3)　耐震改修工事　耐震改修工事に要する経費（現場監理に係る経費を除く。）に２分の１を乗じて得た額。ただし、１住戸当たり５０万円を限度とする。

(4)　現場監理　現場監理に要する経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、１住戸当たり３万円を限度とする。

２　補助金は、補助対象マンション１棟に対し、前項の各号につき１回限りとし、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、耐震化事業の着手前までに、規則第４条に規定する補助金交付申請書を提出するものとする。

２　規則第４条第４号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　事業計画書（別記様式）

(2)　建築基準法に規定する確認済証、検査済証等の写し又はそのマンションの建築年月日が分かるもの

(3)　区分所有権（区分所有法第２条第１項に規定する区分所有権をいう。）の目的となるマンションの部分の各用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表

(4)　マンションの登記事項証明書

(5)　管理組合の代表者の住民票

(6)　管理組合が法人である場合は、法人の登記事項証明書

(7)　管理組合の管理規約

(8)　耐震化事業の実施に係る決議書の写し

(9)　２者以上の耐震化事業に要する費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かる書類）

(10)　耐震改修計画においては、耐震診断の結果報告書

(11)　耐震改修工事においては、耐震改修計画書、工事工程書及び資金計画等耐震改修工事に関する計画書

（実績報告）

第８条　規則第１３条第１項第２号に規定するその他市長が認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　契約書の写し

(2)　費用の支払を証する書類の写し

(3)　耐震診断においては、耐震診断書及び耐震判定委員会の判定結果が記載された書類の写し

(4)　耐震改修計画においては、耐震改修計画書及び耐震判定委員会の判定結果が記載された書類の写し

(5)　耐震改修工事においては、施工写真及び監理報告書又はこれに類するもの

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付申請がされた場合の補助金の交付については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

（補助内容の見直し）

２　この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況を評価したうえで、この要綱の施行後３年以内に補助内容を見直すものとする。

附　則（令和３年３月２３日）

この要綱は、令和３年３月２３日から施行する。

附　則（令和４年３月１８日）

この要綱は、令和４年３月１８日から施行する。

別記様式（第７条関係）

事業計画書

管理組合名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

郵便番号 ＿＿＿－＿＿＿

代表者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿（　　）＿＿＿

１　補助を受けようとする耐震化事業

補助対象事業	□ 耐震診断　□ 耐震改修計画　□ 耐震改修工事

２　建築物及び敷地に関する事項

マンション名			
地名地番	秦野市		
用途地域		防火地域	□ 防火地域 □ 準防火地域 □ 指定なし
主要用途			
敷地面積	㎡	住戸数	戸
延べ面積	㎡	建築面積	㎡
構造	造	階数	地上　階/地下　階
建築確認	年　月　日	年　月　日	
	第　号	第　号	
検査済	年　月　日	年　月　日	
	第　号	第　号	

3　資金計画　　（単位：千円）

項目		金額	備考
支出	①		
	②		
	③		
	④借入金利息		
	⑤事務費		
	⑥その他（　　）		
	①～⑥の合計		
収入	①補助金		
	②自己負担金		
	③借入金		
	④その他（　　）		
	①～④の合計		

消費税を含む

4　事業工程表

着手予定年月日	年　　月　　日											
完了予定年月日	年　　月　　日											
年　度 / 項　目	年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

5　耐震診断士等

耐震診断士	資　　格	（　　）建築士（　　）登録第　　号
	氏　　名	
	建 築 士 事務所名	（　　）建築士事務所 （　　）知事登録第　　号
	所 在 地	
	電話番号	
工事監理者	資　　格	（　　）建築士（　　）登録第　　号
	氏　　名	
	建 築 士 事務所名	（　　）建築士事務所 （　　）知事登録第　　号
	所 在 地	
	電話番号	
工事施工者	氏　　名	
	営業所名	建設業の許可（　　）第　　号
	所 在 地	
	電話番号	